

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：東京ガスコミュニケーションズ（株）
住所：東京都新宿区西新宿3丁目7番1号

2. 指名停止措置期間 自 令和8年1月6日 2ヶ月
至 令和8年3月5日

3. 事実概要

東京ガスコミュニケーションズ（株）は、東京都内の複数の民間工事において、建設業法第26条第5項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び同条第3項に該当するとして、東京都知事より監督処分（営業停止（22日間））を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第13号〉

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564